回民健康保険のお知らせ

◎70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

平成30年8月より、70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額が、下記のとおり変更となります。なお、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

【平成30年7月まで】

【平成30年8月から】

| 区分 | | 分 | 自己負担限度額 | | 区 | | 分 | 自己負担限度額 |
|-------------|-----|-------------------|--------------------------------------------------|--------|----------|----------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 現役並み 所得者 | | 外来 (個人単位) | 57,600円 | | | | 課税所得690万円以上 外来(個人単位) 外来+入院(世帯単位) | 252,600円 + (医療費 -842,000円) ×1% 〈4回目以降 140,100円〉 |
| | | (個八千匹) | | | | 並み 得者 | 課税所得380万円以上 690万円未満 外来(個人単位) 外来+入院(世帯単位) | 167,400円+(医療費 -558,000円)×1% 〈4回目以降 93,000円〉 |
| | | 外来 + 入院 (世帯単位) | 80,100円+(医療費 -267,000円)×1% 〈4回目以降 44,400円〉 | | | | 課税所得145万円以上 380万円未満 外来(個人単位) 外来+入院(世帯単位) | 80,100円 + (医療費 -267,000円) ×1% 〈4回目以降 44,400円〉 |
| 一般所得者 | | 外来 (個人単位) | 1 4,000円 〈1年間の自己負担限度額 144,000円〉 | | —般; | 听得者 | 外来 (個人単位) | 1 4,000円 〈1年間の自己負担限度額 144,000円〉 |
| | | 外来 + 入院 (世帯単位) | 57,600円 〈4回目以降 44,400円〉 | | | | 外来 + 入院 (世帯単位) | 57,600円 〈4回目以降 44,400円〉 |
| 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ | 外来 (個人単位) | 8,000円 | (変更なし) | 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ | 外来 (個人単位) | 8,000円 |
| | | 外来 + 入院 (世帯単位) | 24,600円 | | | | 外来 + 入院 (世帯単位) | 24,600円 |
| | 区分I | 外来 (個人単位) | 8,000円 | | | 区分I | 外来 (個人単位) | 8,000円 |
| | | 外来 + 入院 (世帯単位) | 15,000円 | | | | 外来 + 入院 (世帯単位) | 15,000円 |

◎交通事故にあったとき(第三者行為による病気やケガ)

国民健康保険の加入者が、交通事故や傷害事件など他人からの加害行為でケガをし、治療を受ける場合、原則として、加害者が医療を負担すべきもの(自賠責保険)ですが、届出により、 国民健康保険でも給付が受けられる場合があります。

その場合、国民健康保険が一時的に医療費の一部を立て替えて、後で、その医療費を加害者に請求することとなりますので、必ず事前の届出が必要です。

国民健康保険を使って病院にかかる場合は、まず、福祉課国民健康保険係へ連絡・相談下さい。 なお、届出をする前に、加害者と示談をしていたり、加害者からすでに治療費を受け取って いる場合には、国保が立て替えた医療費を返還していただくこともありますので、ご注意くだ さい。

届出に必要なもの

- ●保険証
- ●印鑑
- ●交通事故証明書
- ◆示談の前に必ず、『国保』の窓口にご相談ください

お問い合わせ先

福祉課 国民健康保険係

247-4682